

## 第1回 大山町下水道料金審議会 議事録

日 時 令和8年5月21日(木) 13時30分～14時45分

場 所 役場本庁2階 第2会議室

出席者 委員：8名

町：町長、事務局3名

### 1 開 会

### 2 町長挨拶

このあと資料等の説明が事務局からありますけれども、現状といたしましては、大山町の下水道料金は支出とのバランスを考えますと非常にアンバランスになっており、収入の方が少ない状態になっているところでございます。しかし、これをいきなり収支が合うような形にしようとするれば、何倍も料金を上げないといけないということもございまして、おそらく一足飛びにはその業務の見直しというのは難しいという風に考えております。しかしながら、全く見直さないわけにはいかない状況にもなってきています。

上水道もそうですけれども、下水道料金におきましても、その収支の中で採算を合わせてやっていくというのが基本でありまして、採算の合わないところに関しては一般会計の方から繰り入れをしている状況でございます。そういったところ、詳しく説明をさせていただきながら、それぞれのお立場からご意見をいただき、最終的な意向を決定していきたいと考えているところでございます。また、料金の見直し以外にも、大山町におきましては、使った水量に応じての料金ということではなくて、人数、世帯の数ということで料金が決まっているところであります。県内の自治体の状況を見ますと、見直しをして水量従量制にしているというような自治体が増えてきている状況です。大山町におきましても、やはり使った方が使われた分だけお支払いいただくというのが本来あるべき姿ではないかと考えているところでございまして、またこういったところも皆さんからご意見をいただきながら進めていければと考えているところでございます。

また、この後、委嘱もさせていただきますし、何回か審議会で皆様にお集まりをいただくことになろうかと思っておりますけれども、是非とも様々なご意見をいただきますように、ご協力をよろしく願いいたします。

### 3 委嘱状の交付及び委員・事務局紹介

町長より委員8名に委嘱状を交付後、委員自己紹介。

### 4 会長及び副会長の選出

事務局の案が諮られ、会長に山根均委員、副会長に源光千穂委員を選任し、了承を得ました。

## 5 諮 問

町長より山根会長へ諮問

諮問内容は、大山町の下水道料金のあり方について

## 6 議 題

(1) 事務局より「大山町下水道事業の現状と課題について」を説明

(2) 質 疑

(委員)

確認させてやってください。資料の県の生活排水処理施設別の普及率というところで、こちらの方は合併浄化槽の数字も入って96パーセントということになっているんですけども、最初の処理人口の中では、これはあくまでも公共と農集のいわゆる処理区域だけの人口を挙げたものなんじゃないか。といいますのが、浄化槽はおそらく農集や公共の処理区域の中にもまだ幾分か残っているんじゃないかと思うんです。

(事務局)

合併浄化槽はこの表の人口には含まれてないです。

(委員)

これでいくと、ほぼ8パーセントが浄化槽区域に指定してあるということですね。この質問の本意とするところは、この合併浄化槽区域が8パーセントで見ているということになると、現在の本町の人口でいきますと、1000人を少し超えた人数はいわゆる下水道の恩恵を受けておられないこととなります。一般会計の繰出金は、そういった人たちも含まれた財布の中から出すということになりますので、これから何回か料金の改定について審議するにあたって、一般会計、どんどん出しているんじゃないかというようなところは、そういったことも考えて審議をしていきたいという思いがあります。今、回答が難しければ次回までに準備しておいていただきたいと思います。

(会長)

事務局の方に、ある程度判別ができるように資料をお願いします。下水道なのか。合併浄化槽なのか。混在するとわからなくなってしまうこともあるかもしれません。

(委員)

少し細かく言いますと、いわゆるもう下水道区域の処理区域に入っていれば、本来でしたら100パーセント加入しなきゃダメなんですよ。

そういった人が合併浄化槽で我慢してるということはある得ない話なので、そちらの人が法令に遵守していない人ですので、そういった人数は無視していいという具合に思います。

(会長)

昔、公共下水道が通れば浄化槽をやめて繋がないかっていうのは一応聞かれました。だけど、だんだん大山町の人口が減ってくると、例えば1人のために何キロの下水道をと考えると、最終的には合併浄化槽になるところもあるのかなという個人的な思いもあります。とにかく、数字はある程度はっきりした上で議論した方がいいと思います。

(委員)

先ほどの説明の中で、改定率が35パーセントあるというようなもう決まったような話が出ましたが、経営戦略は総務省、国の考えですので。言うことをきかなかつたら補助金の補助率が下がるっていうのはありますが。

また、もちろん財政の方と相談しておられると思いますけれども、改定の計画を立てる段階で本当に一般会計として出せる額、本当はその前に工事費が本当に確実にこれだけは必要だという、順番的に言えばそちらの方が最初だと思うんですけども、それに対して財政に頼る、現在の財政推計の中です、というのをきちんと示していただかないと、料金の設定についての改定については難しくなると思います。

最後に、課題の中で、いわゆる法適用と言いますか、交付税措置がもらえる繰入金、下水でいけば繰入金ですね、3条・4条と分けてありましたけど、いわゆる普通交付税や特別交付税があると思います。そのあたり、詳しい方がいると思うのですが。

(事務局)

計算式が結構複雑でして厳密に分けることはなかなか難しいところでもあります。

(委員)

もしできれば、ざっくりでいいので、普通交付税と特別交付税の割合ぐらいでもあれば、今後検討をするうえで参考になるとという思いで宿題を出させてもらいました。

(委員)

特定環境保全公共下水道事業と農業集落排水事業が分けてあるんですけども、これは目的が違うためにこういう風な分け方があるのか、何かお金がかかって設置をする時に分けたものなのかっていうのがお聞きしたいと思います。

それと、35パーセント改定すればなんとか収支が良くなるのではないかという話があったのですが、もしも35パーセント改定したとして、今の料金がどれぐらいに上がるのかというのが、もう試算されたのでしょうか。

もしも出ているのであれば教えていただきたいなと思いました。

(事務局)

特定環境保全と農業集落排水事業の違いですが、まず法律が違いまして、特定環境保全は下水道法の方で決まっており、農業集落排水事業は浄化槽法だったと思います。特定環境保全はイメージとしては都市部をイメージしていただければと思います。処理区で1000人以上のイメージで、農業集落排水事業については農村部をイメージをしていただき、1000人未満のイメージです。

(委員)

補足させていただきます。コミュニティプラントは環境省の方の関係で事業やってます。農業集落排水事業は農林水産省の管轄になってきます。本来でしたら、社会資本整備としての下水道っていうのは、現在の国土交通省所管の下水道、先ほど言いましたように1000人規模の大きいを担当しています。それで、先行しまして大山処理場が昭和63年に開始したというのは、大山の人口がスキー場で非常に多くなるために、それこそ特定環境で定住人口は200人あたりだったんですけども、そういったことで公共下水道事業でやったということになります。農業集落排水事業は、いわゆる下水道事業を早くし、環境を良くするという仮説で農林水産省が手上げをしましてこういった制度を作ったら、鳥取県全体の農村が飛びついたということになります。

ですから、早くやっても農業集落排水事業でやってるところもありますし、いずれにしても財政の負担が超過、少ない方で進めてきたというところなんです。ただ、法的な位置付けは、農集の場合は浄化槽なのです。

(会長)

ちなみに、大山は、結局、自分たちで、民間でね、負担したから早く下水道がスタートしたんです。人口の設定が、実際、大山は1万人で、その観光人口での1番多いピークに合わせてますので、それに比べれば、もう今の流入の方がだいぶ少ない。

我々住民としては、料金は高くない方がいいと思うけれども、そうは言ってもいろんなところに歪みが出てくるといけないから、住民の方が納得できるやり方で、納得できる整理の仕方でも値上げをせざるを得ないというのは、僕はいろんな、世界中どこでもね、物価がかかって、ましてやもう商工会でも人件費がどんどん上がってきてるから、その対策にみんなわらわしてるんですけども、できれば上がらないには越したことはないけれども、その辺の整理の仕方を我々の審議会ですていくのかなと思います。

そういうことで、先ほど言われた通り、財務の関係で頼れるならやってほしいけど、でもそういうわけにはならないということになれば、住民さんが納得できる方程式を考えないといけないというところがございますので、そのための資料を次回に合わせて作っていただければと思います。

(委員)

経営戦略をホームページでまだ見させてもらってないのでなんとも言えないんですけど、財政推計みたいなのは入ってるんですか。科目別の細かい、5年前から現在、将来のものをきちっと作ってないのかなと考えたんですけど。

これから5年、10年までにどれだけのことをして、これだけお金がいるけども、じゃあ料金がどうかっていう議論をしたい。また、資料を当日ではなく事前に送付いただきたい。検討する時間が欲しいです。

(事務局)

次回から、資料は事前送付をしたいと思います。また次回、収支計画等の資料をを示したいと思います。

(会長)

シミュレーションですね。それがないとちょっと議論のしようもないということですよ。

(事務局)

あと、先ほど質問されてた改定率の話ですが、改定率35パーセントとは言いましたけれど、経営戦略の方でそう出てきてまして、ホームページでも公表してるのであえてここで言いました。まだいくらにするかというものは、事務局の方でも全然決まってません。まずは水量制にするのが第一目的でして、おそらく水量制にしたら一般家庭4人から6人世帯は今より高くなると見込んでいます。この料金表に当てはめて計算すると、すごく上がる家庭も出てきてしまうのが想定されるので、その辺も考えながらどうするかを提案させていただきたいと思います。

ちなみに、隣の琴浦町はまずは従量制にされたようです。なので改定率何パーセントというのは出てないんですけど、本町はどうするかというのをこれから事務局の方で話をして、また審議していただきたいと思っています。

(委員)

水量制にするということであれば、収支計画等の資料をご提示いただける時期はどうなりますか。

(事務局)

収支計画は作ってあります。使用料金についても、水道の水量との照合がしてあり、今の水道の水量に合わせて算出した年間の使用料金は、人数制の料金と大きく差がないことはわかっています。ただ年間の使用量は個々に変わるため、おそらく1人とか2人の少人数の世帯が多く負担されているのではないかと思います。そういった資料を次回送付します。

(会長)

今回は、議論するような内容ではないのでこのあたりで終わりとしましょう。次回から、具体的に審議していくことになりますね。

(質疑終了)

7 その他

次回の日程 6/26(金)午後1時30分からの予定

8 閉会